

広島県告示第三百五十二号

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程

(趣旨)

第一条 この規程は、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）第三条第一項の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）並びに不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）第三十一条第一項各号に掲げる書類及び同条第二項の規定により送付を受けた書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 閲覧所は、広島県環境県民局総務管理部県民文化課とする。

(閲覧の日時)

第三条 登録簿等の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとし、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日には閲覧に供しない。

(閲覧の手続)

第四条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧票に、住所、氏名、閲覧の理由その他必要な事項を記入して、知事に申し出なければならない。

(登録簿等の持出禁止)

第五条 閲覧者は、登録簿等を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規程に違反し、又は職員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(広島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規程の廃止)
- 2 広島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規程（昭和四十年広島県告示第百五十五号）は、廃止する。